

札幌市告示第 2197 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 2 年 4 月 20 日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局税政部固定資産税課評価指導担当 電話(011)211-2228

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 2 年度札幌市地番データ更新業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 3 年 3 月 19 日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～平成 32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること又は令和元・2 年度（平成 31・32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「測量業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 資料の授受やデータ確認のため頻繁に市内 5 カ所の市税事務所を訪問する必要があるため、札幌市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 過去 10 年間（平成 22 年度から令和元年度）に本業務の類似業務の履行実績を有する者であって、本業務の提供が十分に可能な者であること。なお、類似業務とは、年間 1 万件以上の地積測量図等の辺長を含む属性情報を付与したデジタル地番図データの更新業務である。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記 1 の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記 1 と同じ。なお、仕様に関する問い合わせは本告示の日から令和 2 年 4 月 23 日（木）までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間に、書面による持参または送付により行うこと。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- イ 添付書類（本業務の提供が可能であることを証明する書類）
 - (ア) 会社概要のパンフレットやホームページ等で、札幌市内の事業所の所在地が確認できるもの。
 - (イ) 平成 22 年度から令和元年度に契約した類似業務（年間 1 万件以上の地積測量図等の辺長を含む属性情報を付与したデジタル地番図データの更新業務）に関する契約書及び仕様書の写し
- (2) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所
令和 2 年 4 月 28 日（火）15 時までに上記 1 の場所へ提出すること。
- (3) 入札参加資格審査結果通知書の交付 上記 5 (1) に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を令和 2 年 5 月 8 日（金）に交付する。

6 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時及び場所

令和 2 年 5 月 15 日（金） 9 時 30 分
札幌市役所本庁舎 地下 1 階 4 号会議室

(2) 入札書の提出方法

入札箱への投函（送付及び電送による提出は認めない。）

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(1)の場所にて行う。

7 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を令和 2 年 4 月 28 日（火）15 時までに提出しな

ければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) 詳細は入札説明書による。